

頁	現計画	修正案
<p>12</p> <p>12</p> <p>14</p> <p>14</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>(1) 震災対策関連法令</p> <p>(2) 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項</p> <p>(3) 震災に関する基礎知識</p> <p>(4) 震災対策に必要な技術</p> <p>(5) 町民に対する防災知識の普及方法</p> <p>(6) 震災時における業務分担の確認</p> <p>3 町民に対する防災知識の普及 (1)～(6) [略] [新規]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 (1)・(2) [略] [新規]</p> <p>5～9 [略]</p>	<p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及 【総務課、学校教育課、消防防災課】</p> <p>1 [略]</p> <p>2 職員に対する防災教育 (1) 防災関係機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会等を開催又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。 (2) 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。</p> <p>① 震災対策関連法令</p> <p>② 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項</p> <p>③ 震災に関する基礎知識</p> <p>④ 震災対策に必要な技術</p> <p>⑤ 町民に対する防災知識の普及方法</p> <p>⑥ 震災時における業務分担の確認</p> <p>(3) <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 町民に対する防災知識の普及 (1)～(6) [略] (7) <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>4 児童、生徒等に対する教育 (1)・(2) [略] (3) <u>町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u> (4) <u>津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u></p> <p>5～9 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現計画	修正案
18	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p style="text-align: center;"><b>【総務課、消防防災課】</b></p> <p>1 実施方法</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。</p> <p style="text-align: center;">①・② [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4節 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p style="text-align: center;"><b>【総務課】</b></p> <p>1 町防災行政無線 [略]</p> <p>2 防災相互通信用無線の整備 [略]</p> <p>3 その他の通信施設の整備</p> <p>町は、災害時における通信の多重化を図るため、<u>東日本大震災時にも有効であった衛星携帯電話を配備するとともに、アマチュア無線を活用できるようアマチュア無線局との連携を進めるとともに通信運用マニュアルの作成に努める。</u></p> <p>また、衛星 FAX (VSAT システム) についても、県と連携しながら、機器の更新を進める。</p> <p>防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p style="text-align: center;"><b>【総務課、消防防災課】</b></p> <p>1 自主防災組織の育成強化</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練は、図上訓練又は実動訓練により実施し、地域において発生する可能性の高い複合災害 <u>(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)</u> も想定するなど、具体的な災害想定に基づくより実践的な内容とする。</p> <p style="text-align: center;">①・② [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第4節 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p style="text-align: center;"><b>【総務課】</b></p> <p>1 町防災行政無線 [略]</p> <p>2 防災相互通信用無線の整備 [略]</p> <p>3 その他の通信施設の整備</p> <p>町は、災害時における通信の多重化を図るため、<u>携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全LTE (PS-LTE)、業務用移動通信</u>を配備するとともに、アマチュア無線を活用できるようアマチュア無線局との連携を進めるとともに通信運用マニュアルの作成に努める。</p> <p>また、衛星 FAX (VSAT システム) についても、県と連携しながら、機器の更新を進める。</p> <p>防災関係機関は、気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用体制等の整備に努める。</p>
修正理由	○防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現計画	修正案				
20	<p>なお、災害時における円滑な情報収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。</p>	<p>なお、災害時における円滑な情報収集及び連絡を実施するため、専用通信施設（災害優先電話を含む。）、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備とその燃料の備蓄及び通信手段の複線化、耐震化及び耐浪化に努める。</p>				
22	<p>第5節 避難対策計画</p>	<p>第5節 避難対策計画</p>				
	<p>第1 [略]</p>	<p>第1 [略]</p>				
	<p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等</p>	<p>第2 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等</p>				
	<p><b>【総務課、長寿福祉課、健康子ども課】</b></p>	<p><b>【総務課、長寿福祉課、健康子ども課】</b></p>				
	<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備</p>	<p>1 指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備</p>				
	<p>町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地区ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）を指定するとともにその整備に努める。</p>	<p>町は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地区ごとに指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）を指定するとともにその整備に努める。</p>				
	<p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、指定緊急避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p>	<p>この場合、過去の災害の状況や新たな知見等を踏まえ、指定緊急避難場所等の指定について、必要に応じて随時見直しを行う。</p>				
	<p>なお、東日本大震災時の津波浸水被害の実態や山田町復興計画等を踏まえて、東日本大震災クラスの津波でも被災しない指定緊急避難場所等を選定する。</p>	<p>なお、東日本大震災時の津波浸水被害の実態や山田町復興計画等を踏まえて、東日本大震災クラスの津波でも被災しない指定緊急避難場所等を選定する。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 510 400 546">指定緊急避難場所</td> <td data-bbox="400 510 836 546">[略]</td> </tr> </table>	指定緊急避難場所	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 510 1002 546">指定緊急避難場所</td> <td data-bbox="1002 510 1437 546">[略]</td> </tr> </table>	指定緊急避難場所	[略]
指定緊急避難場所	[略]					
指定緊急避難場所	[略]					
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="268 546 400 582">指定避難所</td> <td data-bbox="400 546 836 582">[略]</td> </tr> </table>	指定避難所	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 546 1002 582">指定避難所</td> <td data-bbox="1002 546 1437 582">[略]</td> </tr> </table>	指定避難所	[略]
指定避難所	[略]					
指定避難所	[略]					
	<p>①・② [略]</p>	<p>①・② [略]</p>				
	<p>③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>③ 町は、一般の指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>				
	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正</p>	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正</p>				
	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p>				
修正理由						

頁	現計画	修正案
23	<p>なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。</p>	<p>なお、福祉避難所を指定する場合は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するよう努めるものとする。</p>
24	<p>④～⑦ [略]</p> <p>⑧ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>⑨ 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>④～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>町は災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>⑨ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>⑩ 町は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者の避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>
25	<p>2～4 [略]</p> <p>第3 避難計画の策定 【総務課、長寿福祉課、健康子ども課、学校教育課】</p> <p>1 避難計画</p>	<p>2～4 [略]</p> <p>第3 避難計画の策定 【総務課、長寿福祉課、健康子ども課、学校教育課】</p> <p>1 避難計画</p>
26	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、町民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、<u>火山噴火等による潮位変化</u>に関しては、町民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の発令・伝達体制を整える。</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正 ○防災基本計画の修正に伴う修正</p>	

頁	現計画	修正案
26	(4)～(9) [略]	(4)～(9) [略]
27	(10)避難手段は、 <u>原則として徒歩</u> によるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。	(10)避難手段は <u>極力、徒歩、自転車又はオートバイ</u> によるものとする。ただし、避難場所までの距離や要配慮者の存在など地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難するための方策をあらかじめ検討する。
	(11)・(12) [略]	(11)・(12) [略]
2	[略]	[略]
3	津波避難計画	津波避難計画
	(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
28	<u>[新規]</u>	<u>(4) 町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じ、発令対象区域を定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等と連携に努めるものとする。</u> <u>なお、町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</u>
4・5	[略]	[略]
第4・第5	[略]	[略]
第6	津波に対する町民等の予防措置	津波に対する町民等の予防措置
	【総務課、水産商工課】	【総務課、水産商工課】
	[略]	[略]
1	町民の予防措置	町民の予防措置
	(1) 津波に対する正しい知識を身につける。	(1) 津波に対する正しい知識を身につける。
	・ [略]	・ [略]
	・ [略]	・ [略]
	・ [略]	・ [略]
30	・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震により津波が発生する可能性もある。	・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による潮位変化</u> により津波が発生する可能性もある。
	・ [略]	・ [略]
	・ [略]	・ [略]
修正理由	○町独自の修正（地域の実情に合わせた修正） ○防災基本計画の修正に伴う修正	

頁	現計画	修正案
30	<p>(2) 次の場合は、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては徒歩によることを<u>原則</u>とする。</p> <p>また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(3) 正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線又は広報車等を通じて入手する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 津波に備えた対応は以下を基準とし、状況に応じた最善の対応をとる。</p> <p>①・② [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(2) 次の場合は、直ちに海岸付近から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。この場合において、避難に当たっては<u>極力、徒歩、自転車又はオートバイ</u>によることとする。</p> <p>また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを意識する。</p> <p>①～③ [略]</p> <p>(3) 正しい情報をテレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線又は広報車、<u>赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）</u>等を通じて入手する。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 船舶の予防措置</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 津波に備えた対応は以下を基準とし、状況に応じた最善の対応をとる。</p> <p>①・② [略]</p> <p><u>③ 陸上滞在時は原則として出港しない。</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p><u>参考資料：津波浸水想定図（資料編2-1-5）</u></p>
修正理由	<p>○町独自の修正（地域の実情に合わせた修正）</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現計画	修正案
32	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p style="text-align: center;">【長寿福祉課、総務課】</p> <p>[略]</p> <p>1 避難行動要支援者実態把握</p> <p>[略]</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、更新及び情報共有</p> <p>町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿及び計画の活用に支障が生じないよう、名簿及び計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 災害情報等の伝達体制の整備</p>	<p>第7節 要配慮者の安全確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p style="text-align: center;">【長寿福祉課、総務課】</p> <p>[略]</p> <p>1 避難行動要支援者実態把握</p> <p>[略]</p> <p>2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、更新及び情報共有</p> <p>町は、要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、<u>防災担当課や福祉担当課など関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して</u>、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿及び計画の活用に支障が生じないよう、名簿及び計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 災害情報等の伝達体制の整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者の避難支援は自助・地域(近隣)の共助を基本とし、町は、避難行動要支援者への避難支援対策に対応した高齢者等避難を発令するとともに、消防団や自主防災組織等を通じ、避難行動要支援者及び避難支援等関係者までの迅速・確実な伝達体制の整備を行う。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
修正理由	<p>○岩手県地域防災計画の修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現計画	修正案
34	<p>6～10 [略]</p> <p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略] 第2 備蓄計画等 <b>【総務課】</b></p> <p>1・2 [略] 3 備蓄計画 [略] (1)～(5) [略] (6) 災害発生時において、食料等の物資を効率的に配分するため、次の施設を備蓄拠点として整備する。 災害備蓄倉庫（田名部）、旧山田高校体育館、各支部倉庫</p> <p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画 第1～第3 [略] 第4 上下水道施設 <b>【上下水道課】</b></p> <p>1 [略] 2 下水道施設 [略] (1) [略] (2) 下水道体制の整備 ①～④ [略] <b>【新規】</b></p> <p>(3) 施設の耐震化の向上 ①～③ [略] <b>④ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。</b> <b>⑤ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</b></p>	<p>6～10 [略]</p> <p>第8節 食料・生活必需品等の備蓄計画 第1 [略] 第2 備蓄計画等 <b>【総務課】</b></p> <p>1・2 [略] 3 備蓄計画 [略] (1)～(5) [略] (6) 災害発生時において、食料等の物資を効率的に配分するため、次の施設を備蓄拠点として整備する。 災害備蓄倉庫（田名部、<u>道の駅やまだ（船越）</u>）、旧山田高校体育館、各支部倉庫</p> <p>第13節 ライフライン施設等安全確保計画 第1～第3 [略] 第4 上下水道施設 <b>【上下水道課】</b></p> <p>1 [略] 2 下水道施設 [略] (1) [略] (2) 下水道体制の整備 ①～④ [略] <b>⑤ ポンプ場、終末処理場はポンプ等の運転電力を確保できるよう、非常用発電設備を整備するとともに、24時間以上稼働できるよう燃料貯蔵を行う。</b> <b>⑥ 燃料貯蔵が難しいポンプ場、終末処理場においては、岩手県石油商業協同組合と締結している供給協定に基づき、緊急時に燃料等の供給を要請する。</b></p> <p>(3) 施設の耐震化の向上 ①～③ [略] [削除]</p> <p><b>④ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。なお、津波が想定される地域に建設する場合は耐津波性能を有するように配慮する。</b></p>
修正理由	○町独自の修正	

頁	現計画	修正案
47	<p>⑥ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。          なお、津波が想定される地域に存する場合は、耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</p> <p>第5 通信施設          1 電気通信設備              【東日本電信電話(株)】          (1)・(2) [略]          (3) 災害対策用機器及び車両の配備              保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p>	<p>⑤ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。          なお、津波が想定される地域に存する場合は、耐津波性能に応じた防護レベルでの対応策を講じる。</p> <p>第5 通信施設          1 電気通信設備              【東日本電信電話(株)】          (1)・(2) [略]          (3) 災害対策用機器及び車両の配備              保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。</p>
48	<p>① <u>孤立防止用衛星通信方式 (ku-1ch)</u>          ②～⑦ [略]          (4)・(5) [略]</p> <p>2 放送設備              [略]</p> <p>第14節 津波災害予防計画          第1 [略]          第2 海岸保全施設の整備              【政策企画課、水産商工課、建設課、総務課】              [略]          第3 海岸保全施設の管理              【政策企画課、水産商工課、建設課、総務課】              [略]          第4 安全な居住地の整備              【政策企画課、建設課、都市計画課】              [略]</p>	<p>① <u>非常用衛星通信装置</u>          ②～⑦ [略]          (4)・(5) [略]</p> <p>2 放送設備              [略]</p> <p>第14節 津波災害予防計画          第1 [略]          第2 海岸保全施設の整備              【政策企画課、水産商工課、<u>農林課</u>、建設課、総務課】              [略]          第3 海岸保全施設の管理              【政策企画課、水産商工課、<u>農林課</u>、建設課、総務課】              [略]          第4 安全な居住地の整備              【政策企画課、建設課、都市計画課】              [略]</p>
修正理由	○町独自の修正（所要の修正）	

頁	現計画	修正案												
50	<p>第5 防災施設の整備</p> <p><b>【政策企画課、建設課、総務課】</b></p> <p>津波を含む災害の発生時において、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を展開し、町民を災害から守るための活動拠点・備蓄拠点として機能する防災拠点を、安全な高台に整備する。</p> <p>また、津波発生時、海岸部や低地部から速やかに避難できる高台の指定緊急避難場所等を各地区に配置するとともに、地区が孤立する場合も想定して、防災設備及び食料備蓄の充実を図る。</p> <p>これらの指定緊急避難場所等へ連絡する主要な道路に関しては、山田町復興計画に基づき、要配慮者の車での避難等も考慮して、広幅員の避難路として整備する。</p> <p>また、誰でも避難路及び指定緊急避難場所等がわかるように誘導標識等の設置を進める。</p> <p>防潮堤の外側にある漁港における津波避難対策として、避難タワー等の緊急避難施設の整備を県と協力して進める。</p>	<p>第5 防災施設の整備</p> <p><b>【政策企画課、建設課、総務課】</b></p> <p>津波を含む災害の発生時において、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を展開し、町民を災害から守るための活動拠点・備蓄拠点として機能する防災拠点を、安全な高台に整備する。また、津波発生時、海岸部や低地部から速やかに避難できる高台の指定緊急避難場所等を各地区に配置するとともに、地区が孤立する場合も想定して、防災設備及び食料備蓄の充実を図る。</p> <p>これらの指定緊急避難場所等へ連絡する主要な道路に関しては、山田町復興計画に基づき、要配慮者の車での避難等も考慮して、広幅員の避難路として整備する。</p> <p><u>なお、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。</u>また、誰でも避難路及び指定緊急避難場所等がわかるように誘導標識等の設置を進める。防潮堤の外側にある漁港における津波避難対策として、避難タワー等の緊急避難施設の整備を県と協力して進める。</p>												
51	<p>第6 町民への情報伝達等</p> <p style="text-align: right;"><b>【総務課】</b></p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="304 1196 778 1666"> <tr> <td data-bbox="304 1196 443 1352">大津波警報発表時</td> <td data-bbox="443 1196 778 1352"> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1352 443 1509">津波警報発表時</td> <td data-bbox="443 1352 778 1509"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>町民に対する広報（津波警報の伝達）</u></li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1509 443 1666">津波注意報発表時</td> <td data-bbox="443 1509 778 1666"> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><u>※ 現在地盤が沈下していることに加え、津波防御機能が低下している状況であることから、防潮堤の再整備等が完了するまでの間は、原則として津波注意報発、津波警報若しくは大津波警報発表時には避難指示を発令するものとする。</u></p>	大津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>	津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>町民に対する広報（津波警報の伝達）</u></li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>	津波注意報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>	<p>第6 町民への情報伝達等</p> <p style="text-align: right;"><b>【総務課】</b></p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="906 1196 1380 1630"> <tr> <td data-bbox="906 1196 1045 1317">大津波警報発表時</td> <td data-bbox="1045 1196 1380 1317"> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報、<u>津波警報</u>の伝達）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1317 1045 1438">津波警報発表時</td> <td data-bbox="1045 1317 1380 1438"> <ul style="list-style-type: none"> <li>※<u>津波浸水想定区域内に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 1438 1045 1630">津波注意報発表時</td> <td data-bbox="1045 1438 1380 1630"> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※<u>防潮堤から海側に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>[削除]</p>	大津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報、<u>津波警報</u>の伝達）</li> </ul>	津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>※<u>津波浸水想定区域内に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul>	津波注意報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※<u>防潮堤から海側に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul>
大津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>													
津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>町民に対する広報（津波警報の伝達）</u></li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>													
津波注意報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※町民に対する避難指示</li> </ul>													
大津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（大津波警報、<u>津波警報</u>の伝達）</li> </ul>													
津波警報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>※<u>津波浸水想定区域内に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul>													
津波注意報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に対する広報（津波注意報の伝達）</li> <li>※<u>防潮堤から海側に滞在している町民等</u>に対する避難指示</li> </ul>													
修正理由	<p>○防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>○町独自の修正（岩手県津波浸水想定公表に伴う見直し）</p>													

頁	現計画	修正案
52	<p>第15節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策 【建設課、農林課】</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 土石流対策事業 町内には、土石流危険溪流が <u>190</u> 溪流ある。 (1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3・第4 [略]</p>	<p>第15節 地盤災害予防計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 崩壊危険地の災害防止対策 【建設課、農林課】</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 土石流対策事業 町内には、土石流危険溪流が <u>189</u> 溪流ある。 (1)～(3) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第3・第4 [略]</p>
修正理由	○町独自の修正 (所要の修正)	